関西大学所蔵
萩原広道の消息（その四）

関西大学図書館　手紙を読む会

一、はじめに

この萩原広道の消息は、「関西大学図書館フォーラム」第6～8号（2001～2003）に掲載した第一～十二消息の続きにあたる。その解説については、第6号をご参照いただきたい。今回は第十三～十八消息を翻刻した。

なお、関西大学図書館 手紙を読む会のメンバーは、以下の通りである。

森川　彰（助言者）、大国克子、池尻孝子、大塚千歳、長谷章子、八尾奈緒美、中川敏子、田中純子、鵜飼香織

二、翻刻

翻刻については、次の要領に従った。

- 漢字は、原則として常用漢字に改めた。
- 仮名は、原則として片仮名及び平仮名を用い、変体仮名は平仮名に改めた。
- 真仮名及び仮名の合体字のうち、次のものはそのままにした。
  而（て）　之（の）　介（より）　哉（や）
- 踊り字はそのままにした。
- 本文には読点を施した。
- 本文の字数、行数は原形に従った。
- 朱筆を用いた箇処は「（朱書）」と付した。
- □は判読不能を示す。
- 追而書は二字下げとした。

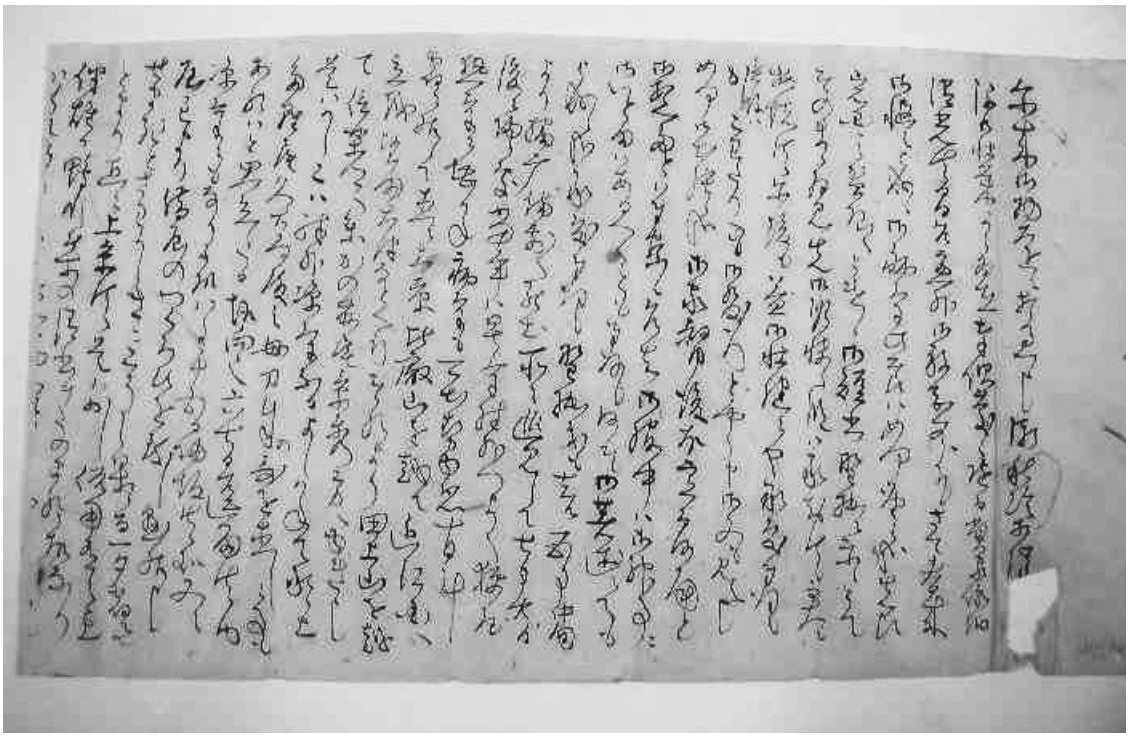

〔第十三消息の頭首部分〕

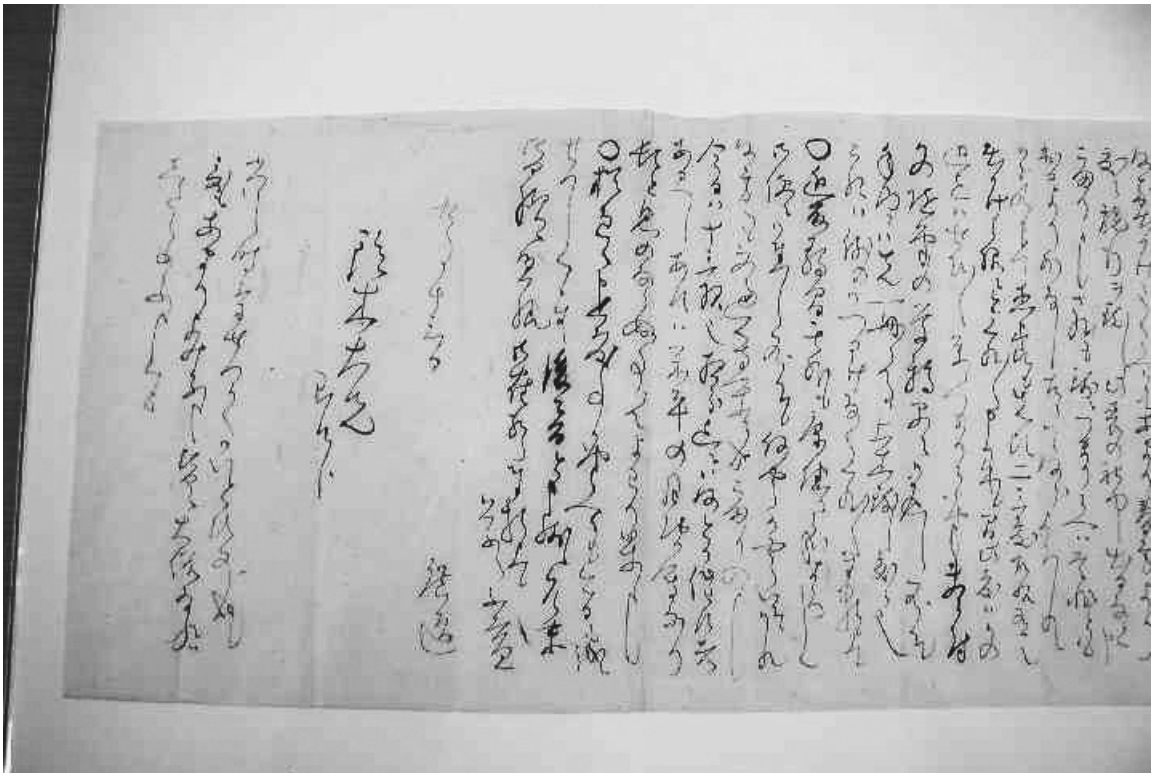

〔第十三消息の末尾部分〕

【第十三消息（嘉永四年九月十三日】 一六×一〇二糎

（端裏書）武雄様　鹿蔵
用事

尓来御物遠ニ打過申候、漸秋冷相催□□（破損）
弥御壮栄可被為在奉欣慶候、随而弊家依旧
消光仕候間、乍慮外御放念可被下候、さて春来
御悩ミ被成候御病気、此節ハ如何御坐候哉、先頃
岩国之賀屋へ被遣候御短書、野拙ニ示候とて
そのまゝ拝見、先御順快候段ハ、承知仕候而、大ニ
安堵仕候、尓後も益御壮健ニや承度奉存候、
盆後ハかしこわたりへも御発行とやら申御文も見え申候、
如何御出張候哉、御家督後故、定而何角と
御繁多とハ奉察候、乍去御服中ハ御神事ニ
御いとまハあるへくとも奉存候、何そ御著述ニても
被成候哉承度奉存候、野拙義も去ル五月中旬
より播磨、備前へ罷出、所々巡見して七月廿日
復々帰候処、当年ハ暑気殊外つよく、狭屋
熱気ニ堪かね、病気も可出勢ゆゑ、十日斗
宿ニ居候て直ニ上京、比叡山を越て近江国へ
立越、堅田、大津なとへ行、それより田上山を越
て信楽郷へ参、かの藤尾景秀方へゆき申候、
是ハかしこハ殊外涼気なるよし、かねて承候上
多羅尾久右衛門殿之母刀自の哥を直し候事も
あれハと思立たる趣向也、六七日逗留仕候内、
涼気ニもなり候故、八月十五日帰坂仕候処、又々
屋主より借屋のつくろひを致し懸居申候、

せまきとさわかしきニこうし果候而、一夕宿ニて
とまり、直ニ上京仕候、是ハ少し俗用有之候上、
伴雄か鴨川集の清書ヲたのまれ候故なり、
かくて九月九日竟ニ帰郷と申様之事ニて、
実ニ何のいとまもなく何方へも大無沙汰仕候、
何分昨年よりの時節からニて、勝手向殊外
むつかしく困入候故、大ニいらぬ事ニ労し、やう〳〵
切ぬけハいたし候へとも、借銭も少々出来、学問ハ
さつはり出来す、迷惑此上もなき仕合、御憐
察可被下候、さて帰りてみれハ、池田次平より
此様なものさし上くれとてさし置候故、先君ゟ
文通をはしめ申候、此十日斗ハ此文通ニて
又々隙をつふし可申候、著述ハ何もいたし不申候、
やう〳〵古言訳解ヲ書林より出板したる迄ニて、
当年ハ寸功もなき事ニ御坐候、次平かつゝみ
たしかに御入手可被下候、
○京ハさハいへと大坂よりハ文事ましニ御坐候、
長広、直兄、友于なとニハ逢申候、伴雄もヤハリ
在京、此月末帰国との事也、かしこの近処ニて
宿をとり居申し、日々出会咄申候、かも川集
三郎今般上木、年内ニハ発兌いたし可申、
夫ニ付かの玉石ハいかゝ相成候哉、何を御さし置候ても
早々御発行奉祈候、弘ニも京ニてはしめて
逢申候、静なる人ニて妙ニ御坐候、何かいろ〳〵
考も有之様子、たのもしく覚申候、近藤とハ
ちと不和の様子こまりものニ御坐候、さて諸平ハ
いよ〳〵兄瓶と改名いたし候よし、先頃此表へ
しのひて参候事露顕、紀州侯より御咎

御坐候て、逼塞被仰付候との事、きのとく也、
叔父と同道の老人と二人も連坐と聞え申候、
是ハ少しの事なるへし、諸平ハ先両三年
禁錮せられ候様子、呉々迷惑致すへくと
相察申候、何よりも勝手向むつかしきとみゑ、
たんさくを五枚程ツヽ短尺屋ニたのみて
旧識の方へ遣し、金百疋ツヽ勧化いたし候
やうの事なれハ、押てしるへき事ニ御坐候、
いかなれハ吾党の学者ハかくつまらぬ事
のみ多きやう也、長歎之外無御坐候、
○隆正当年も石見へ下り候とて、高砂ニて一日
逢申候、此間留守へもたつね申候ハヽ、この首尾ハ
いかゝ候哉、内々御示し可被下候、いつれ貴辺へも
立寄可申候、何分宜御頼申上候、直兄も
近々広島へ下向、厳島へ参詣とやら申て
荷物まてこしらへ居申候処、友于か母の
八十賀会ヲぜひたのむと申事故、此十四五日ヲ
過して出かけ候との事也、広島ニてハ、海野
某とか申方へ参候よし也、
○当年ハ錦地辺も米よく出来候と見え
所々より時節直り候間、出かけてこいと申来候、
何卒出かけたく候へとも、あまり春方より
度々旅行ヲ致し、此表の社中出るなと申
こまり申候、されとも銭ニつまり候へハ、是非とも
出るより外なし、左候ハヽ何分よろしく
御頼申上候、直養も先頃二三度左右有之、
出かけ候様ニと、くれ〳〵申来候間、此度ハかの
辺迄ハせひ〳〵参候つもりニ御坐候、夫ニ付

かの随筆の草稿早々御返し可被下候、
年内ニハ先一冊ニても上木致し度候也、
これハ例の御つるけなくくれ〳〵奉頼上候、
○近藤、静間其外も康健ニ候哉、よろしく
御便ニ御達し可被下候、何やらかやらいそかしく、
何方へも文通等閑ニ成、こまり入申候、
今日ハ十三夜也、夜分迄ニハ何とか催す者
あるへし、あすハ米平の月次会なり、
頓と思のならぬ事ニてよわり果申候、
○猶色々申上度事御坐候へとも、今日も誠ニ
せハしく候まゝ、後音と申残候、乍末
皆様ニ宜様御宦声奉頼上候、
草々不宣
九月十三日　広道
鈴木大兄
玉几下

尚々時気せつかく御いとひ可被成候、
哥もあまりよみ不申候、皆々大俗なれハ、
したゝめ不申上候

【第十四消息（嘉永六年正月四日）】 一五・八×四四糎（折紙）

新春之御慶目出度
申納候、先以御揃弥御堅勝
被成御超歳、珍重奉存候、
随而私義無異加年仕候、
乍憚御放念可被下候、右は
年始御祝詞申上度如此
御坐候、猶期永日之時候、
恐惶謹言
正月四日　萩原鹿蔵
鈴木武雄様
人々御中

尚々余寒折角御自愛
可被成奉祈候

（裏面）

旧臘十六日三田尻御認之貴墨、高橋氏
持参忝拝見仕候、不相替御繁務之御様子
さこそと奉察候、九州御出張の一便一向存
不申候処、先頃賀屋より手帋のはしニ
認来、且下関辺玉詠も承申候、しかしなから
御楽と存申候、直養ニも御面談のよし、不相替
壮健ニ御坐候哉、久敷文通も承不申候、賀屋ゟ
承候へハとうか同人又々役付致候とか申事ニ候、
実事ニ候哉、さる催しハ有けニ聞え居申候事也、
御示し可被下候、○源氏一条色々御配意
被下候よし奉多謝候、此節ひたと取懸り
居申候、小一冊ハ彫刻も出来申候、当月中ハ
職人あそひ候よしニ而、心いられのミ致居申候、
先臘月廿一ニ三十金斗ハ集候へとも、其位ニてハ

頓と□(虫損)足不申候、大ニこまり居申候、遠国分ハ兎角
年内の事ニ相成不申候、何分尊兄ハ此度
頼□□(虫損)たる御方ニ御坐候間、曲而御苦労
奉頼候、高橋氏へも呉々相頼置申候、
さしかゝり被露いたし、出来ぬと申てハ
一分相立不申事故、実ハ大ニ心配いたし居申候、
何分ニも半過彫立候へハ、又々外ニ手段も御坐候
間、成丈御周旋奉希上候、猶高橋よりも
御聞取可被下候、少しニても早く相届候方、
奇妙ニ御坐候、外のひゝきニも相成可申候間、
返々奉頼候、来候分ハ手形をさし出候とも、短尺類
にてかへ置候とも、いかやうとも可致候間、是又
御含置可被下候、
○西戎音訳字論慥ニ入手仕候、先年の考
にて猶いかゝしき事も御坐候、御異見可被下候、
○黒沢へ御届物慥ニ届申候、出来次第ニ
後便さし上可申候、御伝言も申通置候、
○近藤氏近来如何、頓と左右承不申候、
御序ニ宜奉希候、静間へも御同様奉頼候、
○段々御高名御手広ニ相成候御様子奉祝候、
夫ニ付てハ御用繁く相成候事ニて身をつみて
御迷惑も御察申上候、僕か如き無禄者ハせん
かたなし、何卒君ニハ大抵ニ被成候て御疲労
の出□□(虫損)□奉祈候、返々中国辺御切開キ
奉祈候、夫故□□(虫損)失敬も申上候也、此辺之事
色々申上度候へとも、先今便ハさし急キ如此
申上残候、□□(虫損)折角御自愛奉祈候、草々不備
年内立春

山のはハ雪けなからの横雲をむらさきたてゝ
春ハきにけり
御一笑〳〵

【第十五消息（嘉永六年十二月十日）】 一五・五×一二六・八糎

去月廿日之御状相達辱拝見仕候、漸甚寒相成候所、
御渾家御揃弥御安祥被成御起居候条珍重之至、
奉大賀候、随而弊屋尓来ハ無恙消光仕候、乍憚
御省念可被下候、不相替取紛御無音罷過候段、
真平御恕免可被下候、今般河内屋栄三郎子
御上来ニ而対面、錦地之御様子委曲承知仕候、
追々御繁務被為成候由、先以御繁栄奉賀候、
乍去御繁雑ニ而、御学業筋御勉強ニも至り
かね候よし、さこそと奉存候、頃年小生義も色々
虚名を貪候弊よりして、竟ニハ身動もならぬ
忿忙世界ニ堕落いたし、今更後悔難及
御坐候、乍去浮浪堺(ママ)是非も無御坐候、君にハ常
禄も御坐候事なれハ、必々大抵ニ御止被成候而、何卒
有用之大学業御開キ被成度、呉々奉祈候、
とにかくに花鳥風月之連中ハ、大和魂乏敷
ものニて、何十人出懸候ても格別ものゝ足りニ成候もの
にも無御坐候様ニ被考候、さりとも錦地辺ハ質直
之古風存候事故、此辺之浮華風とハ違ひ可申
候へとも、何分有益之御学業御勧進奉祈候也、尚
余論も御坐候へとも申漏候、
○河内屋栄三郎子書林之一条御申越被下、是ハ
広島ニて前年承候事ニ而、其後秋田屋が別家

彦介と申者産を失ひこまり居申候ニ付、其者ヲ
下し御世話ヲ奉願度存候所、同人事借財甚敷、
本家之太右衛門すら本類貸し不申位ニ成候故、
何之事も不相成打棄置申候、然ル処今般
右河内屋御登せ被成候事故、随分御世話も可致、
則其翌日態々太右衛門方へ参り委曲相談
いたし置申候、尤太右衛門ハ留守ニて候へとも、番頭
善介と申者よく呑込申候、右ニ付其又翌日、
栄三郎子同家へ被参候様ニ申被参候処、至極
都合よろしく相談相整ひ候趣ニ御坐候、
此辺之事委しくハ同子ゟ御聞取可被下候、
書林問屋と申もの四五軒もなしミ御坐候へとも、
当時第一番ニ手広くいたし候ハ秋太と見え申候、
且萩辺引合もいたし候故、錦地辺御様子も
大抵ハ存候事故、同人へ托し候事ニ御坐候、然ル処、
右彦介一条も有之候事故、よく呑込之事と
見え申し、此段御安意可被下候、尤本人ハ貴家様ゟ
御請合も可成との事故、則御手紙太右衛門へ見せ
置申候、別ニ御証書なとの事ハ入用無御坐候へとも、
毎々下シ筋仕入方残り多々相成、竟ニハ不和之基とも
成行候様之事も有之候故、成たけ出精致され候而
残銀滞り等なき様ニ気ヲ付御登せ被成候ハヽ、
下直代ニ候物も心付下し可申候、さすれハ後年
段々手広くも相成可申候間、此段能々御呑込、
栄三郎子へ御教示可被成候、とかく田舎ニてハ
あまりニ本ヲ高く売候様ニ聞え申候、高くてハ
買手追々へり可申、且自然とかけもよりかね
可申候間、成丈安く数をうる様之仕懸ニ可被成候、

右様の事ハ、本人へハ昨今之間柄故委しくも
不申候、よく御弁へ御示し置可被下候、此義ニかきらす、
他ニ両三度も請人とハなけれと、拙生口継いたし候
事有之、滞り出来之上ハ無拠此方へねたり来、
困入候事も御坐候故、か様ニくど〳〵しく申上置候事ニ
御坐候、事情御深察宜様奉頼候、
○与介へ御紙面御遣し、右河内屋一条御頼ニ而、
同人主人ニでも請ニ立候様被仰候よし、さりなから、
此義ハ一切不相成情景ニ御坐候、たとへハ、拙生か門人
なとやうの者すら、金銀の請人ニハ頓とたち呉
不申土風ニ而、錦地ニての御考とハ大ニ相違候事ニ
御坐候、一寸申候へハたやすき事の如くなれと、出入有之
訴訟等ニも及申節、さすかにきのとくと存候様之者ハ、
一切受ニ立候事もなく、立てもやくニ立ずとする風故、
一面もなきものゝ受人ハ頓と立ぬ風ニて御坐候、まして、
奉公人の友達のうけニ主人の立候なと申事ハ、
更ニなき事ニ候へハ、小生よりも主人へ頼出候事ハ止させ申候、然ル処
与介事大ニ気毒がり、小生方へも度々頼ニ参り、
もし二十両之前銀ニて成かね三十両も出し候様
秋太方ニ申候ハヽ、足しの十両之内四五両位ハ、
同人給銀ヲ前借してもとゝのへ申度などゝ申出候、同人
当地之風ニ大分なれ候故、已前之与介にても無御坐候
へとも、此辺之事ハさすかに質朴家故大ニ感心いたし候、
御序ニ御ほめ置可被下候、小生も大ニ賞し置申候、
○河内屋子ゟ米壱俵みやけニ預り過分之事ニて
痛入申候、度々こまり候品ものニて無辞退申受候、乍去
とにかくニ不穏、よく御謝し置可被下候、
○辻雄之介へ被遣候御哥御面倒恐入申候、近便ニ

御状とも遣し可申候、○椿氏翁山集詠草受取申候、
右集之事ハ、本人重森良容と申者、久しく
おとつれも不致、別ニ子細も有之候而、打捨置候処、当春
上坂いたし、初而致対面候、然ル処同人事、久々相勝
不申、今般も上へ医療ニ登リ候よし見及候所、
労症体ニて至而難病と見え申候、只半時斗咄候而
帰り申候、其後今ニ便宜無御坐候、もしハ死去なと
いたしハせぬかと心ニ懸り居申候、聞定候上ニて
又々可申上候、元来右之集ハ心にもあらぬ事を
無理に頼まれ候ニ、格別拙生か益ニ成候事ニもあらす、
打棄かちニいたし候処、草稿の集りなりのもの
さし登せ候而、それを見分ケ草本ヲいたしくれと
申、さりとハ世話敷中ニ、余りニものゝわいためなき
男かなと存候故、草稿たけハ先方ニていたし候様ニと
申し付置候処、右病気ニて延引いたし候、然ル処
右参候節申ニハ、左候ハヽ近便又々取帰り、病間ニそれ〳〵
類ヲよせ下清書可致と申候、されとも其後絶音ニて
今以草稿類ハ預り居申候、伴雄ハ初より拙子ニぬり
つけ一向ニ頓着いたし不申候、実ニこまりもの也、
乍去本人ニ恙御坐候ハヽ、無仕方一二冊ものニハいたし
可遣と存居申候也、右之段ハ含置可被下候、惣而
右重森と申ものハ、拙子なとヲ俳諧之点者とやら
申ものゝことく存候と見え、こまりたる事多く御坐候、御一笑
可被下候、○嘉永三十六哥仙之事、栄三郎子へ
買取帰候様ニと托し置申候、○夜市原田氏源氏入銀御役介之至
御坐候、落手受書栄三郎子へ托し申候、右源氏ハ
板さつはり仕上ケ、弐百部すらせ居申候、然ル所
江戸願今ニ済不申、序文久貝正典君へ頼候処、
色々間違事有之、今以清書来り不申、大ニこまり
居申候、来春早々ニハさし上候様ニ相成可申候、其内
御心あたりの出銀口も御坐候ハヽ、御登せ可被下候、製本
仕上ケ候後ハ、二方金なとニ売候てハ、引合不申候由、
ちと直段ハ上り可申候、当年ヲ限と致候つもり也、
○長沢事御尋被下、他出ハ一切なり不申候へとも、先
文通位ハいたし申候、著述ニひしとかゝり居候との事
これも却而よろしかるへし、気毒ハ千万ニ御坐候、
○西田事去月八日ニ到岸いたし、十五日朝一寸
小倉邸ニ而逢申候、其後いろ〳〵望も有之候趣にて
小子へも頼候事御坐候へとも、いかなる事ニや、十七八日頃
国元より急飛書到来、即日出船帰国いたし候、
奇々妙々頓とわかり不申候、何分同藩中ウチバワレ
いたし居申様子、又々讒口なとニかゝり不申哉と、返々
痛心仕居申候、川江種美云々の事承知仕候、
同人ハ小弟も随分なしミニ御坐候、赤心之至ニ御坐候、
○橋の番付御覧のよし、実ニ可恥事御坐候、儒者
をハ当今第一のものゝ様ニ覚候世風なれハ、それハ
論なし、てにハも合ぬ哥よみ輩と見立られ候ハ
遺恨之至ニ御坐候へとも、それも時勢也、さりとハわからぬ
地風こまり切申候、御憐察可被下候、
○近世名所集と申ものゝ事、承知仕候、小弟も一たひ
何処やらの坐上ニて見及候へとも、作者も今ハ覚不申、
近日書林ニ聞合せ、又々可申上候、
○六人部是香作、道の一言と申もの、此頃開板したり
とて、くゝり付られ申候、為御慰二部さしおくり申候、
何卒付合ニ御買取可被下候、一部壱匁五分ツヽ也、
さて又、東雄、翁まろの上木ものゝ代、相成候ハヽ、

何卒近便御越し可被下候、度々さいそくニ逢申候、
○翁満如旧九月末より上坂いたし居申候、
○此外色々申上度候へとも、短日如走雑務紛々申漏候、
猶期後音之時候、毎々乍末御内政様へ可然
御伝声奉希上候、恐惶頓首
十二月十日　広道
鈴木先生

尚々時気御いとひ可被成候、今夕河内や
出船との事ニ付、急書乱文御免可被下候、
以上

【第十六消息（嘉永三年二月八日カ）】 一五・八×一三八・二糎

（端裏書）鈴木様

新春之御吉慶不可有尽期御坐候、
先以愈御禎祥被成御超歳珍重御義（ママ）
奉存候、随而破屋無異ニ加年仕候間、乍憚
御放念可被下候、旧臘尓来彼是取紛
御無音申上候段、御恕免可被下候、乍延引
年頭御祝詞申上度如斯御坐候、猶期永日
之時候、恐惶謹言
萩原鹿蔵
二月八日　花押
鈴木武雄様

人々御中

尚々余寒未退、時気折角御自愛専要
奉懇祈候、爰元相応之御用等御坐候ハヽ、無御遠
慮可被仰下候、
○旧年十一月頃歟と覚申候、長沢伴雄著編
鴨川集并同人哥とも差上候後、播州迄罷出
案外隙取候而罷帰、其後俗務繁多にて
意外ニ御無音申上居申候、今日ハ〳〵と存候内、及
臘末益多忙之上、廿七八日頃より風邪ニて居申候、
正月十日頃迄打臥居申候、十一日ゟ年礼ニ出候処
時気ニやられ候而、又々十五日ゟ軽痢症ニ而引籠
居申候、さしたる事ニも無御坐候へとも、案外
長く相成、やう〳〵昨日七日より近辺徘徊仕候位之
義、夫故何方へも文通等も不仕、実ニ案外之
御無音ニ相成申候、扨旧臘廿四五日頃、武嶋氏
私宅へ相見え承候へハ、伊勢へ御代参として
御上り被成、船ニて御出被成既ニ当地へ御着ニや、
併拝顔ハ不仕、御紙面ニ而考候へハ、もしや他之
御方歟とも存候へとも、船頭ニ鈴木様ハ如何と相尋
候へハ、御上京と申候故、大方ハ御上り被成候事なるへし
と御咄ニ候故、さてハ兼て拝顔相楽居申候処、幸之
御事と存、いつれ年籠り御代参候ニや、さすれハ、
正月四日五日頃当地へ御着と相考、右不快中
なから御まち居申候処、御出無御坐不審ニ存候へ共、
武島氏も年明ハ未御出無御坐、拙生も得不参
旁おほつかなく存居申候処、誰人ニ候哉、正月
廿五六日頃と覚申候、門前之赤本屋へ御紙面一通

持参致され置候との事ニ而、其晩受取拝見仕候、
然ル処、其已前ニ書林今津屋へ御托し被成候御状
今一通有之哉之趣ニ承候故、此地ニ而今津屋
辰三郎、同息子平七と申もの、兼々拙家へも参候
もの故、早速承ニ遣し候処、一向受取居不申候
よし申候、今津屋と申書林他にも有之哉と存
候へとも、承り不申候、其内ニハ何方そより持参
可致、左候ハヽ御返事も可仕とて、今日ハ〳〵と相待
居候へとも、今以何とも左右無御坐不審ニ存候間、
貴答ハさしおき先壱通呈上仕候、右御帋面
猶又御吟味可被下奉頼候、
○玉石集最早御上梓御落成ニやと奉存候、昨年ゟ
とうそ取集さし上度、彼是申遣し候へとも、皆々
長々敷事ニ而一向差越し不申候、甚以御世話かひも
なき事ニ御坐候へとも、御高免可被下候、御近辺ハ
不知、此辺の哥人ハいと〳〵拙哥人ニても勿躰ヲつけ
候故か、恥候故か、さる御企も有之候ハヽ帰候ても可参
筈ニ候処、催促しても出し不申、さて〳〵うたてき
事ニ御坐候、併毎度申上候通初篇御発行候ハヽ、
又々出し候様ニ可相成と奉存候、門人之哥とも少し斗
より集候分、今便呈し申候、備前武左衛門方へハ
先頃玉簡御遣し、かなた〻も十二月ニ貴答さしこし
居申処、前ニ一帖うつして其中より野生ニえり出
くれ候様申、こまり申候、夫故大ニ延引仕候、やう〳〵
印をつけたるを愚筆之女ニ抜書させ候分、先さし出し候、
惣体同人哥をも是迄直したる分ニハ、宜しきも少しハ
可有之様ニ覚候故、夫ヲと申遣候哉、いかなる考ニ候哉、
新ニよみ出し候故、七八分御撰ニ成候哥ハなく
大ニ迷惑仕候、又ざこばの婦人ニも申遣候処、
是又詠草之直したるを二三巻さしこし、此内より
えり出して拙生ニ写してくれと申、さりとは
素人ハ心なきものニ御坐候、朝夕筆ヲとりつめニ
いたしても飽足ぬ世界へ、長々敷事斗申
且ハこまり、且ハ腹立しくもありと申やうなる事ニ候へとも、
さハかりも申されす、是又印をつけてかゝせ候処、
是斗の筆者さへ手元ニ無御坐候、実以めひわく仕候、
但し是ハ決而労を申立候義ニハ無御坐、唯々素人の
不理屈なるを嘆息仕候事ニ御坐候、必々老兄へ
対し申上候ニハ無御坐候間、幸ニ御恕免御大笑可被下候、
右ニ付すか〳〵ともさし上不申候、幾重ニも御免被下候、
尓後ハ石中之石も混合仕候而、さし上可申候間、
仮令拙生ニ見てくれと申分も貴家様ニ而御撰
分可被下候様奉頼上候、
○野之口隆正養子播州小野ニ居申、同苗進
正武と申者、か様之集ヲいたし候間、一部さし出申候、
押付かましく御坐候へとも、四匁三分ニ御買取可被下候、
玉石出来之上ハ、かれニも必配当可仕と奉存候、
此書いろ〳〵論ある事ニ御坐候へとも、御一覧之上ハ、
氷解可仕候間、愚存ヲハさしおき不申上候、秋元
安民も拙生と同案也、此集（宋書）ニ拙哥も御坐候へとも、貴下長沢へ
さし上候跡のニて、尤石斗に御坐候、
句のちかひたるも有、
○真珠ハいかゝ仕候哉、去年広島辺へハ御同道ニ而、
御出被成候哉、全体此節ハ何方ニ居申候哉、頓ト、
わかり不申候、御便も御坐候ハヽ能々御伝声奉頼候、
同人か已前師のやうに致し居申候、当地寺島ニて、

土佐屋敷ニ居申候津田為五郎直入と申仁、
先頃久しふりニ而尋来、同人事ヲ大ニたつね居申、
此段も御伝達奉頼上候、
○名所図会之事、色々御周旋難有奉存候、
色々故障之事御坐候而、未取懸り不申候へとも、
いつれ近キ内ゟ相始申つもり御坐候、呉々御加勢
奉頼上候、先備前、播磨迄草稿仕、其上ニ而、
一先出行仕、赤間関迄出立候つもりニ御坐候、
九州路ハ故有て人ニ譲り可申歟とも存居申候
此義ハ追々啓上可仕候、
○御著書類御上梓一件ハいかゝ相成候哉、かの
玉あられの類の御本なと御出来ニ候ハヽ拝閲奉
祈候、其外とも乍遠路一応拝見仕候上ニハ、
又々御世話可申上候、所詮ハ御蔵板ニ被成候義ハ、
先御見合ニ而草稿ヲ書林へ御売却被成候方、
始終之御得用ニ可相成歟、是迄いろ〳〵骨折
候へとも、所詮賈人之黠利ニハ勝かたく度々
迷惑仕候故、内啓仕置申候、御賢考可被成候、
○先頃ちよと申上候歟と覚申此表ニ而、寄合
之随筆会相企申候、昨十二月一会仕候後ハ、
連中故障有之、未再会不仕候、いつれも〳〵
心々の事なれハ、始終奇妙ニハ参ましく候へとも、
二三冊出来候ほとハ取つゝけ申度候、夫ニ付何そ
小段の御賢考類御坐候ハヽ二三条御書付被下
間敷候哉、右席へ持参老兄之御学業吹聴
仕、則かの内へ相加へ申度と奉存候、衆議ニかけ候故、
先二三条も御越し可被下候、奉頼上候、
○山下玄逸へ之手帋、例之乍御面倒御頼
申上候、尤いつニても宜御坐候、
○旧臘河内屋卯介と申本屋ニ而承候へハ、
三田尻ニ何某とか申国学者御坐候而著述
有之、同人方ニ而蔵板彫刻受合居申候、
大方出来のよし申居候、委敷承度奉存候、
○御先書ニ承申候上司氏へ差出し候腰折、きぬニ
可相認様被仰下、承知ハ仕候へとも汗顔之至ニ
御坐候、宜御謝し可被下候、いつれ寛次殿ゟ
相達せられ候哉(宋書)と奉存候、其上ニて認可申候、
○旧冬已来右申上候通不快ニ居申、何之
所業も出来不仕、碌々消光仕候、兎角今日
之衣食ニ追立られ、一日安坐も相成不申候、
その上哥よみ輩入来り、昼夜対客ニ而
大ニ当惑仕候、何分哥よみと申事ニ而ハ家職ハ
相立不申地勢、さりとハ俗なる事ニ御坐候、
御憐察可被下候、書外色々申上承度事共
輻湊仕居申候へとも、先当用迄申上候、其内
御手簡も届キ可申候、左候ハヽ又々御返事
可申上候、恐々不宣
例之乱筆御用捨可被下候、
忌諱多く候間他見も御用捨

【第十七消息（嘉永七年正月十六日）】 一五・六×二九・二糎

（端裏書）高橋源大輔様　萩原鹿蔵
当用

夜前入夜罷帰候節、山宇方一寸

おとつれ候へとも、大分更候ニや戸さし
居申候、不得止事罷帰、今早朝ニ下女
さし出候処、既ニ夜前御発帆のよし
さて〳〵遺憾之至ニ奉存候、折角
御訪来被下候処、不得拝顔昨朝も
大風故定而夜前中ハ御乗船も
無御坐と存、段々馳歩行居申候、
失敬之至無申斗御坐候、返々御免
可被下候、色々御咄も可申承候処、
実ニ残念御察し可被下候、例之
源氏も出来上り居申候、願済次第
早々さし出可申候間、宜御取捌
可被下候、先ハ右御断迄如此御坐候、
委曲後音可申上候、御船ニ追付候
やうニと山城やへむけ一書出し候事故、
何事も申省候、以上
正月十六日

【第十八消息（嘉永七年三月一日）】一五・八×八〇・六糎

（端裏書）鈴木さま

一筆啓上仕候、漸春暖相催候処、御挙家
御揃益御安静可被為在、欣慶之至奉
大賀候、随而茅屋依旧消日仕候、乍憚御安意
可被成下候、尓来も不相替御無音申上候、
御恕免可被下候、アメリカ騒キニ而世上も
何角とさわかしく、文人不景気御高察
可被下候、当地辺さして干戈を見る程ニも
無御坐候へとも、物価騰直且融通あしく
万事寂寥之光景ニ御坐候、さハいへと
錦地辺ハゆる〳〵と仕候事ニやとも奉察候、
どうか異人も退船致候との噂、一両日ハ
聞え申候、されとも未実説ハ不承候、追々可申上候、
○客年已来色々御役介ニ相成申候
源氏物語、今般蔵板願済製本致
させ候故、五部さし出申候、此内四部ハ
前借金之口、岡本三右衛門殿、長井孫右衛門殿、
小倉義太郎殿、原田市郎左衛門殿へ御便ニ
御遣し可被下候、別ニ手帋ハそへ不申候、宜様
御伝声可被下候、壱部ハ君へ入御覧申候、
御一覧御批評可被下候、代ハ三十六匁定ニ御坐候、
是ハ前銀出し候人少しハ得用も無之候てハ
跡のさハりニ成候故、書林と談し右之通ニ
いたし申候、但し此内壱匁ハ遠方飛脚
ちんのつもりなれハ、此方へ取ニ御越し被下候へハ
三十五匁ニて宜しく候、此段御含被下
御社中へ御吹聴、望之人も御坐候ハヽ追々御取次
可被下候、今般之一部ハ御覧後上司氏かどこそへ
御ふりむけ可被下候、一部呈上仕度候へとも
職人づるけ製本しか〳〵と出来不申候、
社中ハ手をうけて待やうニ申候、一向ニ間ニ合
かね候間追々之事ニ可仕候、返々も宜様ニ奉
頼上候、跡も引続キ追々取懸り居申候、
須磨巻辺迄ニて又一帙といたし申候、例之
二歩之口も御促し可被下候、一帙出し候上ハ

さのミいぶかる人斗ハ有ましくやとも奉存候、
御一考可被下候、山口の高橋なとも色々
被申呉候事も有之候、何卒注文沢山ニ被命候
様ニ御伝置可被下候、何分一昨冬より已来
此一挙ニかゝり、借金一条ニハ大骨折
仕候、御一笑可被下候、からうして先食言の
罪ハのかれ一息ほつとつき居申候、乍去
大分勢ひよろしけニ聞え候間、跡ハ案外ニ
たやすき哉とも存居申候、何分御助勢奉希候、
たゝ一ツわろき事ハ異人一条ニて、大筒打
の時めく世中と成候所へ源氏なとゝ申てハ、
時候おくれめきて急ニハ評判も届くましく
よわり居申候、御憐察可被下候、
○此辺諸友いつれも無別条御坐候、黒沢も
いまた居申候、かの本代何卒急々御こし
可被下候、当地ニ居候内ニ遣し度御坐候也、
長沢も案外手かろき蟄居と見え、文通
なとハ一向ニ不構をり〳〵音信いたし居申候、
御用も御坐候ハゝ此方へむけて御こし
可被下候、
○玉石集あと如何、何分姓名録ハ必
御つけ可被成候、こゝか俗人の競ひの第一と
奉存申候、且玉石一部何卒御こし可被下候、
○御廻り講尺ハ如何、不相替御勉強被成候
哉、承度奉存候、ちと〳〵御閑ニ東辺へも近々
御出張可被成哉と奉存候、此義(マヽ)ハ追々御相談
可申上候、されとも御隙如何あらん、備前辺迄も
御出行ならハ又々手段も可有之候、御考
置可被下候、
○書外色々申上度候へとも先ハ右之書物
さし上度候迄、如此御坐候、猶期後音之時候、
恐々頓首
三月朔日認　鹿蔵
武雄様
尚々時気御自愛専要、乍末筆
御内政様へ宜御伝声可被下候、以上